

議案第 16 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国家公務員との均衡の原則に則り、結核性疾患による病気休暇の特例の廃止その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「その職員」を「同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給」に改める。

第21条の2第1項中「(規則で定める場合にあつては、1年)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例第21条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に開始をする病気休暇について適用し、同日前に開始をした病気休暇については、なお従前の例による。